

環境農林水産常任委員会会議録

平成18年4月27日

場 所 第4委員会室

平成18年4月27日（木曜日）

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

○環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査

○その他報告事項

- ・宮崎県庁地球温暖化対策実行計画の改訂について
- ・衆議院農林水産委員会地方公聴会の本県開催について

出席委員（9人）

委員	長	丸山裕次郎
副委員	長	外山衛
委員		永友一美
委員		星原透
委員		水間篤典
委員		前本和男
委員		押川修一郎
委員		高橋透
委員		河野哲也

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

環境森林部

環境森林部長	税所篤三郎
環境森林部次長 （総括）	本部殷國
県参事兼 環境森林部次長 （技術担当）	原田美弘
部参事兼 環境森林課長	太田英夫
環境管理課長	岡田英治
環境対策推進課長	飯田博美
自然環境課長	坂本成海

森林整備課長	金丸隆一
山村・木材振興課長	中村毅
計画指導監	大木正文
技術検査監	星野次郎
林業公社対策監	池田隆範
木材流通対策監	楠原謙一
国土保全対策監	江口勝一郎
林業技術センター所長	黒木由典
木材利用技術 センター所長	有馬孝禮

農政水産部

農政水産部長	長友育生
農政水産部次長 （総括）	永野明德
農政水産部次長 （農政担当）	黒岩一夫
農政水産部次長 （水産担当）	森末保治
部参事兼 農政企画課長	宮脇和寛
地域農業推進課長	玉置賢
営農支援課長	松尾通昭
農産園芸課長	村田壽夫
畜産課長	井好利郎
部参事兼 農村計画課長	石川善成
農村整備課長	後藤田悦男
水産政策課長	藤田仁司
部参事兼 漁港漁場整備課長	田代一洋
農水産物 ブランド対策監	小八重雅裕
団体調整監	假屋義成
担い手対策監	米良弥
農業改良対策監	荒武正則
消費安全企画監	吉田周司
家畜防疫対策監	浜口定男
技術検査監	松井郁治

国営事業対策監	佐藤公一
漁業調整監	那須司
漁港整備対策監	野田和彦
総合農業試験場長	齋藤尚
県立農業大学校長	近間儀博
畜産試験場長	児玉盛信
水産試験場長	佐藤信武

事務局職員出席者

議事課主査	湯地正仁
政策調査課主事	小城勇生

○丸山委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、委員の席の決定でありますけれども、現在お座りの席で決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員会の運営方法についてありますが、執行部入れかえの際は、委員長会議の確認事項として10分程度の休憩を設けることと考えております。

また、今申し上げた要領で執行部の入れかえを行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時5分再開

○丸山委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども9名が新たに環境農林水産常任委員会に選任されたところでございます。

私は、このたび、委員長を仰せつかりました西諸県郡選挙区の丸山でございます。

それでは、一言ごあいさつ申し上げます。

私たちが今期の任期の最後の年になりまして、今回新たに9名がこのような形で環境農林水産常任委員会の委員として仰せつかりまして、今、取り巻く環境問題、そして林業行政問題、非常に厳しい状況であろうと思っておりますけれども、今回、ことしから環境森林税という形で貴重な税金をいただくようになりました。その使途につきましては、環境森林部の方で、透明に、また効果的なことに使っていただくように議論を今後ともさせていただこうと思っておりますのでありますけれども、1年間十二分に県民のために県民の代表として是々非々として頑張りたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、委員の紹介をさせていただきます。

まず、私の隣が、日南市・南那珂郡選出の外山衛副委員長でございます。

次に、向かって左側でございますが、児湯郡選出の永友委員でございます。

小林市選出の水間委員でございます。

西都市・西米良村選出の押川委員でございます。

続きまして、向かって右側でございますが、旧北諸県郡、現都城市選出の星原委員ござい

ます。

日南市・南那珂郡選出の高橋委員でございます。

延岡市選出の河野委員でございます。

なお、前本委員につきましては、所用によりまして後で参りますので、よろしく願いしたいと思っております。

次に、書記の紹介をさせていただきます。

正書記の湯地主査でございます。

副書記の小城主事でございます。

次に、部長のあいさつ、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明などをお願いいたします。

○税所環境森林部長 おはようございます。私、この4月から環境森林部長を拝命いたしました税所でございます。どうぞよろしく願いいたします。

私ども環境森林部では、限られた財源の中で、最大の成果や、県民の満足度の高い行政サービスの提供を目指しますとともに、県の総合長期計画の基本目標であります「人と自然にやさしい『元気のいいみやざき』」の実現を目指しまして、部職員276名一丸となりまして、積極的に各般の施策の推進に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞ委員の皆様方の御指導、御鞭撻をよろしく願いいたします。

それでは、後は座って説明させていただきます。

お手元に「環境農林水産常任委員会資料1」をお配りいたしておりますが、それに基づいて説明させていただきます。

まず、1ページをお開き願います。18年度環境森林部幹部職員名簿でございますが、私の方から職員を紹介させていただきます。

総括次長の本部でございます。

県参事兼技術担当次長の原田でございます。
部参事兼環境森林課長の太田でございます。
環境管理課長の岡田でございます。

環境対策推進課長の飯田でございます。

自然環境課長の坂本でございます。

森林整備課長の金丸でございます。

山村・木材振興課長の中村でございます。

林業技術センター所長の黒木でございます。

木材利用技術センター所長の有馬でございます。

計画指導監の大木でございます。

技術検査監の星野でございます。

林業公社対策監の池田でございます。

木材流通対策監の楠原でございます。

国土保全対策監の江口でございます。

次に、環境森林課副参事兼総括補佐の安井でございます。

技術補佐の河野でございます。

環境管理課総括補佐の高橋でございます。

副参事兼技術補佐の堤でございます。

環境対策推進課補佐の青山でございます。

自然環境課総括補佐の津山でございます。

技術補佐の徳永でございます。

森林整備課総括補佐の永友でございます。

技術補佐の濱砂でございます。

山村・木材振興課総括補佐の川添でございます。

技術補佐の森でございます。

最後に、議会を担当いたします環境森林課企画調整担当主幹の佐野でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

次に、資料の2ページから3ページでございます。平成18年度環境森林部の執行体制をお示しいたしておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、4ページでございますが、平成18年度環境森林部重点施策についてでございます。

私ども環境森林部といたしましては、地球温暖化対策を初めとし、ますます高度化・複雑化する環境問題や、木材価格の低迷などにより依然として厳しい状況に置かれております林業の現状などを踏まえまして、豊かな自然環境や生活環境の保全、林業・木材産業の振興、さらには山村地域の活性化のために、次の3つを柱といたしまして、重点的かつ積極的な取り組みを展開してまいりたいと考えております。

まず1つ目は、「県民の住みよい環境の保全等の推進」としまして、家庭や事業所での温室効果ガス削減対策や、環境学習の推進、廃棄物の排出抑制や減量化、監視体制の強化に取り組みますとともに、大気汚染監視体制の強化や浄化槽の整備も進めてまいりたいと考えております。さらには、野生動植物の保護や管理、また被害が拡大しております県木「フェニックス」の保護対策等にも取り組んでまいります。

2つ目が、「森林資源を活かした元気な地域づくりの推進」としまして、高齢級間伐の実施や、シイタケの消費拡大などにより林家所得の確保を図りますとともに、林業後継者の確保や林業事業体の育成強化などの担い手対策を進めてまいります。また、森林環境税の活用により県民参加の森林づくりや、災害に強い森林づくり等にも取り組んでまいります。なお、山村地域にはすばらしい景観や伝統文化など有形無形の資源が数多く存在しておりますので、その魅力について多くの方々に理解を得るための情報発信にも取り組み、都市との交流促進にも努めてまいりたいと考えております。

そして、3つ目は、「県産材の需要拡大等の推進」としまして、高品質な乾燥材などの生産体

制の整備、県内での公共施設や民間施設の木造化の促進、さらには木質バイオマスのエネルギー利用促進を図ってまいります。また、近年、シェアを高めております大手住宅メーカーのニーズに的確に対応した県外出荷体制の整備や、消費者の安心や安全、健康などのニーズに対応した産直住宅の建設促進等にも取り組んでまいりたいと考えております。特に、身近な大消費地でもございます北部九州地域におきましては今後木材需要の拡大が期待できますことから、今年度から福岡事務所に木材流通担当職員を新たに配置いたしまして、県産材の販路拡大に積極的に取り組んでまいることにしております。

次に、5ページでございます。平成18年度環境森林部歳出予算でございますが、18年度の予算といたしましては、一般会計で274億8,329万5,000円、特別会計予算といたしまして5億9,777万4,000円、合計で280億8,106万9,000円となっております。これは対前年度比で92.6%ということになっております。なお、下の表は各課ごとの予算を示したものでございます。

次に、6ページから7ページでございますが、平成18年度環境森林部新規・重点事業体系表でございますが、これは環境森林部の平成18年度の主な新規・重点事業97件につきまして、県総合長期計画が目指す将来像とその分野ごとの社会像のいずれに該当するのかを整理したものでございます。

私からの説明は以上でございますが、常任委員会資料2に掲げております18年度主要事業並びに報告事項につきましては、この後、担当課長の方から説明しますので、どうぞよろしくお願いたします。

○太田環境森林課長 恐れ入りますが、委員会資料2の17ページをごらんください。

宮崎県庁地球温暖化対策実行計画の改訂につきまして御説明いたします。

まず、1の計画の見直しでございます。この計画は、地球温暖化対策推進法に基づきまして、県庁みずからが温室効果ガスの排出抑制に努めるための計画でございます。平成12年の計画の策定から5年以上経過しまして、京都議定書目標達成計画が策定されるなど社会情勢に対応するため、計画の見直しを行ったものでございます。

当初計画によります取り組みとしまして、これまで全庁を挙げて電気や燃料使用量の削減に努めてまいりましたが、平成16年度の温室効果ガスの排出量は、公の施設など県有施設の増改築に伴う床面積の増加などもございまして、平成10年度比で全体で4%増加しております。なお、本庁舎周辺部局だけで見ますと、昼休みの消灯など職員の環境保全行動の実践によりまして4.3%の減少と、一定の成果は上がっているものと考えております。

次に、2の新しい計画の概要でございます。

(1)の基本的な考え方としまして、①にございますように、これまでの取り組みに加えまして、省エネを主体とする新たな取り組みを設定すること。2つ目に、職員の自発的な環境保全行動を促進するため、職員の環境配慮意識の向上を図る必要があること。3つ目に、定期的な点検体制の確立を図りまして、取り組みの継続的な改善を図る必要があると。以上の3つの視点から計画を見直したところでございます。

計画の削減目標でございますが、(2)にありますように、これまでの取り組み実績や今後の取り組みにより見込まれる削減可能量を踏まえて、平成22年度の温室効果ガスの排出量を平成16年度比で2.4%以上削減することを目標と

しております。

次に、3の取り組み内容でございます。(1)にございますように、公用車への低公害車の率先導入や、パソコン電源の適正管理や待機消費電力の削減、県有施設におけるE S C O事業の導入や、書いてございませぬけれども、昨年から始めましたクールビズの推進などを重点的に取り組むことといたしております。また、(2)にございますように、今年度から新たに毎週水曜日を地球にやさしい行動の日として設定し、午後6時以降の一斉消灯デー、ノーマイカーデー、省エネ点検デーの取り組みを始めたところでございまして、職員の環境保全意識の一層の向上と計画の達成に向けた全庁的な実践活動の徹底を図ってまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○岡田環境管理課長 同じ委員会資料の2の1ページにお戻りいただきたいと思いますが、大気汚染常時監視テレメータシステム整備事業につきまして御説明をいたします。

まず、テレメータシステムにつきまして御説明いたします。右の2ページのイメージ図をごらんいただきたいと思っております。

まず、大気汚染物質が環境に与える影響を測定する体制でありますけれども、測定につきましては、イメージ図の上の方に示しております測定局というのがございますが、そこで測定しております。一番左が宮崎市に設置されております測定局で6局ございます。真ん中が県で設置しております17局の測定局でございます。これらの測定局で測定しましたデータを、その下の方に矢印を示しておりますが、衛生環境研究所の中央監視局に伝送いたしまして、全測定局の測定値を集中的に管理し、緊急時に迅速かつ適正に対応できるような体制をとっているところ

ろでございます。

そこで、テレメータシステムと申しますのは、測定局で測定したデータを中央監視局に伝送するときの伝送システムと伝送されたデータを集中的に管理できるようにするシステムのことをテレメータシステムと呼んでおります。

再度、左の1ページの方にお戻りいただきまして、事業の目的から御説明いたします。

1の事業の目的でございますが、大気汚染の状況を集中的に監視しております現在のテレメータシステムは、平成5年に更新に伴い導入したものでございますが、老朽化が進んでおりますことから、システムの更新を行うものでございます。その更新に伴いまして、県民の関心が高い紫外線や花粉の観測、それらの情報提供を行うためにそれらの機器を設置いたしまして、花粉とか紫外線対策の機能を強化し、県民の健康の保護と生活環境の保全を図っていくための事業としております。

また右の2ページのイメージ図で簡単に御説明いたしますが、県内の大気汚染の状況を把握するために、先ほど御説明いたしました一番上の23の測定局で測定をしております。その測定局の一番右端ですが、太線で囲んである機器、花粉飛散量測定、紫外線量測定ということで、宮崎、延岡、都城と書いてありますが、3市の方にこれらの機器もあわせて設置いたしまして、これらの測定局と測定機器で測定したデータを、テレメータシステムを使いまして衛生環境研究所にあります中央監視局に伝送いたしまして、中央監視局の方で集中的に管理し、一括して見れるようにします。

これらのデータを、これまでは印刷したもので県民の方には御提供しておりましたけれども、これからは県庁ホームページの方につなぎまし

て、県庁ホームページの方で県民の方々に情報を提供していこうと。また、もちろんインターネット等見れない方がございますので、県医師会あるいは日本気象協会と連携いたしまして情報提供を行いまして、医師会とか気象協会の方からテレビ、新聞等に流していただきまして、県民の方に情報提供してまいろうという考えでございます。

左の1ページの方に予算の方が書いておりますが、2の事業の概要のところですが、(1)予算額として1,382万を予定しております。整備する機器は10年のリースでお願いしております。

説明は以上でございます。

○飯田環境対策推進課長 それでは、引き続きまして、産業廃棄物税使途事業について御説明をいたします。常任委員会資料の3ページをごらんください。

産業廃棄物税は、本県初の法定外目的税として、産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進などを図ることを目的に、平成17年4月から導入したものであります。その税収は、2、事業の概要の(4)事業内容にありますように、産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進、その他適正処理の推進を図るための事業に要する経費に充てることとされております。平成17年度から産業廃棄物税を財源とする税収使途事業を実施しておりますが、平成18年度は、表にありますとおり、平成17年度から実施しております事業に、9番の⑩産業廃棄物処理施設適正化促進事業、これは産業廃棄物処理業者などのトラックスケール導入について補助を行う事業であります。これを加えた14の事業を実施することとしております。また、この表の事業額の欄の充当額が産業廃棄物税の税収を事業費に充てている額であります。

なお、表に掲げております事業のうち、産業廃棄物の適正処理を確保するために実施しております3の㊸産業廃棄物適正処理推進ネットワーク強化事業について御説明をいたします。

4ページをごらんください。この事業は、1、事業の目的にありますように、依然として後を絶たない不法投棄などの不適正処理に対しまして、各保健所の監視体制を強化するとともに、民間の団体の協力を得まして不法投棄等に関する情報ネットワークをつくり上げ、早期発見と早期の原状回復を図ろうというものであります。

具体的には、2、事業の概要の(4)事業の内容の①監視体制強化事業にありますように、これまで、県内8保健所のうち5保健所に廃棄物監視員を配置しておりましたが、今年度新たに日南、小林の2保健所に監視員を配置いたしまして、不法投棄などの不適正処理の監視体制の強化を図るものであります。また、②不法投棄情報ネットワーク構築事業にありますように、協力の依頼先につきましては、民間団体、これにつきましては農林漁業団体や九州電力などを考えておるわけでございますけれども、これらの民間団体とともに情報提供に関する協定を締結いたしまして、不法投棄に関する情報提供のネットワークを広げていこうとするものであります。以上であります。

○坂本自然環境課長 自然環境課でございます。

自然環境課からは、4月から導入をすることになりました森林環境税を財源といたします森林環境税使途事業について御説明をいたしたいと思っております。

まず、森林環境税の概要から御説明を申し上げたいと思っております。常任委員会資料の2の6ページをお開きをいただきたいと思います。

最初に、(1)の税の目的でございます。森林

の持つ公益的機能が将来にわたりまして持続的に発揮されますよう、その恩恵を受けている県民の皆様に広く御負担をいただき、森林環境の保全を図っていこうとするものでございます。

(2)の課税方式についてでございますけれども、現在、県民や企業の皆様に納めていただいております県民税に上乘せをする方式、県民税均等割超過課税方式としているところでございます。

次に、税額でございますけれども、年間で個人が500円、法人が均等割の5%としているところでございます。

これによります収収規模でございますけれども、(3)にお示しをしておりますけれども、年間で2億8,000万円を見込んでおるところでございますが、平成18年度につきましては、税導入の初年度でございますして、税制度の仕組みなどから、収収見込み額が約2億1,000万となっているところでございます。

次に、(4)でございますけれども、収収の使途でございます。詳しくは後ほど左側の森林環境税使途事業で御説明をいたしますけれども、収収の管理につきましては、最下段の(6)にございますように、一般会計と森林環境税の経理を区分いたすことにしておりますして、新たに基金を設けて管理をすることにしておるところでございます。

次に、平成18年度の森林環境税使途事業について御説明を申し上げたいと思っております。

左側の資料の5ページをごらんをいただきたいと思います。

1の事業目的でございます。県土の保全や水源の涵養など森林の有する公益的機能が将来にわたり持続的に発揮されますよう、県民等との協働による森林環境の保全に関する事業に取り

組むということでございます。

続きまして、2の事業の概要ということですが、森林環境税の用途につきましては、パブリックコメントや地域の意見交換会等における県民の意見等を踏まえまして、(4)でございますけれども、税収の用途というふうに書いてございますが、①の県民の理解と参画による森林づくりと②の公益的機能を重視した森林づくりの2つの柱に沿った施策に充てることとしているところでございます。

(5)に森林環境税使途事業の具体的なものの一覧をお示しをしておりますけれども、㊦がついてございます森林づくり応援団育成・支援事業、水を貯え、災害に強い森林づくり事業等4つの事業に取り組むことにいたしておるところでございます。

なお、平成18年度の予算額につきましては、(1)にお示しをしておりますが、1億6,000万余ということではございます。

それでは、続きまして、これらの事業の中で自然環境課で担当いたします森林づくり応援団育成・支援事業について御説明をいたしたいと思っております。

めくっていただきまして資料の7ページ、8ページでございますけれども、資料の8ページから御説明をいたしたいと思っております。

最上段の枠内でございますように、本事業は、本年4月より施行をいたしました「宮崎県水と緑の森林づくり条例」の基本理念に基づきまして、県民参加の森林づくりを推進するものでございますが、その展開方向といたしましては、中段の枠内でございますように、県民の参加の拡大、県民のアイデアの活用、民間団体による森林づくりの3つの新たな視点から取り組むことといたしているところでございます。

続きまして、具体的な事業内容についてでございます。左側の7ページの2の(4)でございますけれども、事業内容のところをごらんをいただきたいと思います。

①の森林づくり応援団活動支援では、森林ボランティア団体等の育成や、県民の皆様からの提案による森林づくり活動への助成、植樹祭等に要する資材等の提供などを行うことにいたしておりますが、このことによりまして、県民の知恵と行動力を生かした森林づくりに取り組んでまいりたいというふう考えているところでございます。

次に、②の企業の森林づくりの推進ということですが、企業などが社会貢献等の一環として取り組む森林づくりににつきましては、森林提供者と参加企業との仲介や、森林づくり協定の調整を行うことにより、推進をしてまいりたいというふう考えているところでございます。

なお、予算額につきましては、2の事業概要の(1)にございますように、3,571万1,000円ということではございます。

これらによりまして、森林づくりに対する県民の理解や主体性の発揮が促進されまして、県民参加による森林づくりが推進されるものと考えているところでございます。

前後いたしまして大変恐縮でございますけれども、大変お手数でございますけれども、再度資料の5ページにお戻りをいただきたいと思います。

このほか、自然環境課では、事業一覧の中ほどでございます、子供たちを対象といたしました教育実践活動に対しまして指導者の派遣等の支援を行います、㊦でございますけれども、森林環境教育推進事業にも取り組むことにいたし

ておるところでございます。

なお、下段にございますけれども、公益的機能を重視した森林づくりの推進に関する事業につきましては、後ほど森林整備課の方から説明があらうかと思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

自然環境課からは以上でございますけれども、先ほどの説明で出てまいりました「宮崎県水と緑の森林づくり条例」、同じく、今年4月から施行をいたしました、野生動植物の保護を目的といたしました「宮崎県野生動植物の保護に関する条例」のパンフレットをお手元にお配りをいたしておりますので、後ほどごらんになっていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○金丸森林整備課長 森林整備課でございます。

資料の5ページをお願いいたします。

当課では、森林環境税使途事業としまして、(5)の②にあります2つの事業を担当しております。事業詳細につきましては、恐れ入りますが、9ページをお開き願います。

まず、水を貯え、災害に強い森林づくり事業についてでございます。本事業は、1の事業目的にありますように、長期間放置された森林のうち、公益保全上重要な森林を対象に、森林所有者等と協定を締結し、森林所有者にかわって荒廃林地の復旧、また強度間伐による針広混交林への誘導、人工林内に侵入・拡大した竹の整理を行いますとともに、保安林への指定を進め、水を貯え、災害に強い森林づくりを推進するものであります。

次に、2の事業の概要についてでございますが、予算額は、(1)にありますように、1億2,415万9,000円でございます。事業内容等につきましては、右側10ページのフロー図により御説明い

たします。

まず、事業対象となる森林につきましては、水土保持林など公益的機能の高い森林のうち、取水源、またダム等の上流域や人家等の上部森林など、市町村長が住民等の意見を聞いて指定した整備区域を対象に事業を実施することにしております。

中段をお願いいたします。①の広葉樹造林等推進事業は、下の写真にありますように、裸地化して土砂崩壊等のおそれがある林地を対象として、年間10ヘクタールの広葉樹造林等を行うものであります。

次に、②の針広混交林等造成事業では、下の写真にありますように、長期間放置された間伐が実施されていない森林を対象として、年間310ヘクタールの強度の間伐等を行い、針葉樹と広葉樹から成る混交林へ誘導するものであります。

また、③の里山人工林等再生事業では、下の写真のように、人工林内に侵入・拡大した竹林等を対象として、年間40ヘクタールの整備を行うものであります。

なお、3事業とも事業実施後20年間は皆伐をしないなどの協定締結を条件とすることにしております。

恐れ入ります、左側のページにお戻りください。(4)の事業内容の④の公益的森林への誘導啓発事業でございます。この事業は、保安林の指定を促進するとともに、既に保安林に指定されているものについては、平成13年度に指定施業要件の基準が見直されましたことから、これを一斉に変更して強度の間伐や複層林への誘導を行うものであります。

水を貯え、災害に強い森林づくり事業につきましては以上であります。

なお、森林環境税使途事業としまして、花粉

の少ない苗木生産等促進事業も担当しておりますが、本事業は、花粉の少ない杉苗木の生産促進や雄花着花量の多い杉の伐採や枝打ちを支援するものであります。

資料11ページをお願いいたします。森林整備事業についてであります。

この事業は、1の事業の目的にありますように、森林の有する多面的機能の高度発揮や森林資源の有効活用による所得の確保などを図るための森林整備を推進するものでございます。

次に、2の事業概要についてであります。予算額は、(1)にありますように、21億5,429万8,000円でございます。

次に、(3)の事業内容についてであります。表にありますように、本事業は3つの事業から成り立っております。

まず、①の森林整備事業であります。この事業は既定の補助公共事業でございます。アからウに上げる事業により、水土保持林、森林と人との共生林、資源の循環利用林、それぞれの森林機能区分に応じた一連の森林整備を推進するものであります。

次に、②の森林機能保全緊急整備事業であります。この事業は、県、市町村、森林組合が共同で実施し、造成しております森林林業振興基金の一部を取り崩して財源としており、国の事業を導入して実施するものであります。平成16年度から実施し、植栽未済地を解消するための再造林、また水土保持林の整備を推進することとしております。

次に、③の㊸「元気な山村づくり」森林整備支援事業であります。この事業は生活・防災特別枠を活用しました事業でございます。今後は、森林資源の充実等に伴い、伐採量の急激な増加が予想されますことから、高齢級間伐の実

施により収入の確保を図りながら、長伐期施業への誘導を推進するものであります。具体的には8齢級から12齢級、林齢で申しますと36年生から60年生の森林について、長伐期施業団地を設定し、効率的・効果的な間伐を実施するものであります。一定期間皆伐を行わないことなどを条件に、間伐にかかわる経費を助成することとしております。

右ページ、12ページのフロー図をごらんください。平成18年につきましては、ただいま説明いたしました3つの事業を一体的に推進し、一番下の枠内の欄にありますように、1つは森林資源の循環と多面的機能の高度発揮、2つには山村地域の就労の場の確保、3つには植栽未済地の解消、4つ目として森林所有者等の所得確保と伐採量の平準化などに努めてまいりたいと考えております。

森林整備課からの御説明は以上でございます。

○中村山村・木材振興課長 山村・木材振興課関係の主要事業について御説明いたします。

資料の13ページをお開きください。

木質バイオマス活用促進事業でございます。

本事業は、1の事業の目的にありますように、林地残材や製材残材などの木質バイオマスの有効利用を図ろうとするもので、予算額は6,402万8,000円でございます。

右側のフロー図をごらんください。現状と課題にありますように、本県では、豊富な森林資源を背景として全国トップクラスの素材と製材品が生産され、その過程で年間約91万トンの木質バイオマス資源が発生しておりますが、このうちの約7割が活用されていない状況にあります。また、木材需要の変化に伴い、人工乾燥材の生産量が増加してきておりますが、その主な熱源であります重油価格の高騰により乾燥コス

トが上昇して、経営を圧迫しかねない状況ともなっております。このため、対策にありますように、木質バイオマス活用の普及PRを行いつつ、製材端材や樹皮などを重油にかわる熱源として人工乾燥に利用するため、木質ボイラーなどを計画的に整備することとしております。

具体的には、左のページの2の(4)の事業内容にありますように、①の木質バイオマス普及啓発事業により、公的機関と各産業が連携した情報交換会を開催いたします。また、②の木質バイオマスエネルギー利用促進事業により、木質ボイラーなどのエネルギー利用施設や、端材や樹皮などをチップ状に碎きます粉砕機、貯蔵庫などの供給施設の導入を図ることとしております。

続きまして、1枚めくっていただきまして15ページをごらんください。

力強い宮崎スギ県外出荷体制づくり事業でございます。

本事業は、1の事業の目的にありますように、杉乾燥材の県外出荷拡大を図ろうとするもので、予算額は2,109万5,000円でございます。

右側のフロー図をごらんください。現状にありますように、県内の木材供給体制は、高品質な杉人工乾燥材の生産が全国一を誇るなど、ますます充実してきており、出荷量の6割を占めます県外への販路拡大が重要となっております。一方、近年の製材品の流通は、大手住宅メーカーなどのシェアが拡大し、大きなロットで安定的に供給される外材集成材が急増しております。これに対抗していくため、課題と対策にありますように、品質のすぐれた宮崎スギ乾燥材の知名度の向上や、大手住宅メーカーなどへの新たな流通ルートの確保、定時定量で安定した価格で出荷できる体制の整備に取り組んでいくこと

としております。

具体的には、左のページの2の(4)の事業内容にありますように、①の県産材出荷拡大促進事業により、知事のトップセールスや、大消費地の建築設計者を対象といたしました「おび杉」PRセミナーなどによりまして、行政と業界が一体となって取り組めます。また、②の販路開拓支援事業により、業界が取り組めます大手住宅メーカーなどとの商談会、あるいは杉人工乾燥材や集成材のモデル出荷などを支援いたします。さらに、③の輸送体制整備支援事業により、遠隔地への輸送を効率的に行うため、業界が取り組めます共同集出荷体制の整備に支援していくこととしております。また、北部九州地域における県産材の販路開拓強化にも積極的に取り組みたいと考えております。

山村・木材振興課関係は以上でございます。

○丸山委員長 執行部の説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

○高橋委員 産廃税で1つ質問がありますが、出納閉鎖は5月31日だから、予想でいいと思うんですけど、収納率ですね、所管外かもしれませんが、わかればお教えいただけませんか。

○飯田環境対策推進課長 税収の見込みということでございますけれども、17年度の2月補正の段階でございますけれども、1億8,959万2,000円ということで2月補正の段階では税収を見込んでおりますけれども、新聞等で御承知と思っておりますけれども、これが若干ふえているというような状況で、今の段階では税務課の方で閉めておりませんので、確実な数字は今のところわかりません。

○高橋委員 見込みとして100%の収納率はできそうなんですかね。

○飯田環境対策推進課長 税収の徴収率のお話

だと思えますけれども、基本的には税務課の方で集計されるからわかりませんが、ちなみに私、日南の方から来たんですけれども、そっちの方でいきますとほぼ大体100に近いというふうな状況になっております。

○高橋委員 あと1点、森林環境税なんですけど、6ページの税込規模で約2億8,000万円ということで、括弧書きで18年度は2億1,000万ということだったんですが、もう少し詳しく説明いただけませんか。

○坂本自然環境課長 税込規模の詳しい説明ということでございます。一応2億8,000万ということで税込規模は考えておるところなんですけれども、平成18年度は初年度でございまして、基本的には6月からの税込ということになりますので、4、5の2カ月分が税としていただけないということで若干減っていると。また、法人県民税につきましては、決算等の関係、申告の時期がございまして、この関係で若干ずれ込むということで、2億1,000万ほどというふうに落ち込んでいるところでございます。よろしくお願ひいたします。

○丸山委員長 ほかにございせんか。なければ、以上で環境森林部を終わります。執行部の皆さん、どうもありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時56分再開

○丸山委員長 それでは、委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども9名が新たに環境農林水産常任委員会に任命されたところでありまして、私は、このたび、委員長を仰せつかりました西諸県郡選出の丸山でござい

ます。一言ごあいさつ申し上げます。

農業行政、また水産行政を取り巻く状況といえますのは、国際化の進展、また原油高騰などいろいろな問題を抱えており、後継者不足、本当に深刻な問題であろうと思っております。私ども任期の最後の年でありますけれども、県民の代表として、議会の対応として、是々非々で農業の発展、水産業の発展のためにいろいろと議論させていただこうと思っております。

それでは、委員の紹介をさせていただきます。

まず、私の隣が、日南市・南那珂郡選出の外山衛副委員長でございまして。

次に、向かって左側でございまして、児湯郡選出の永友委員でございまして。

小林市選出の水間委員でございまして。

宮崎市選出の前本委員でございまして。

西都市・西米良村選出の押川委員でございまして。

続きまして、向かって右側でございまして、旧北諸県郡、都城市選出の星原委員でございまして。

日南市・南那珂郡選出の高橋委員でございまして。

延岡市選出の河野委員でございまして。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の湯地主査でございまして。

副書記の小城主事でございます。

次に、部長のあいさつ、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○長友農政水産部長 おはようございます。農政水産部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま委員長のごあいさつにもございましたように、農業及び水産業をめぐる国内外の情勢につきましては、委員の皆様御承知のとおり

数多くの課題を抱えております。本県の農業・水産業も大変困難な局面に立たされておるといふふうに認識をいたしておりますが、農政水産部職員一丸となりまして、平成18年度も本県の農業・水産業の発展のために積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、委員長初め、委員の皆様方には、よろしく御指導、御鞭撻をお願い申し上げておきたいと思っております。

それでは、お許しをいただきまして座って御説明申し上げます。

まず、お手元の常任委員会資料を1枚開いていただきまして、目次をごらんいただきたいと思います。

本日は、私の方から、農政水産部の幹部職員名簿以下、この時計文字の順番で6つの項目について御説明を申し上げます。また、時計文字のⅦの新規・重点事業につきましては、担当課長から後ほど御説明をいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますけれども、平成18年度の農政水産部の幹部職員を御紹介申し上げます。資料は1ページでございます。名簿の順に御説明いたしますが、新任者には丸印をつけております。

総括次長の永野明德でございます。

農政担当次長の黒岩一夫でございます。

水産担当次長の森末保治でございます。

部参事兼農政企画課長の宮脇和寛でございます。

部副参事兼総括課長補佐の緒方文彦でございます。

技術担当課長補佐の井上裕一でございます。

地域農業推進課長の玉置賢でございます。

総括課長補佐の赤木孝でございます。

技術担当課長補佐の宮下敦典でございます。

営農支援課長の松尾通昭でございます。

総括課長補佐の宮路洋でございます。

技術担当課長補佐の郡司行敏でございます。

農産園芸課長の村田壽夫でございます。

総括課長補佐の穂之上昇でございます。

農産・特産担当課長補佐の加勇田誠でございます。

園芸・流通担当課長補佐の佐藤吉史でございます。

畜産課長の井好利郎でございます。

総括課長補佐の井上徹でございます。

経営衛生担当課長補佐の恒吉守でございます。

生産ブランド担当課長補佐の外山高士でございます。

部参事兼農村計画課長の石川善成でございます。

総括課長補佐の黒木誠悟でございます。

農業振興担当課長補佐の近藤政美でございます。

計画・技術管理担当課長補佐の西重好でございます。

農村整備課長の後藤田悦男でございます。

総括課長補佐の黒木孝でございます。

技術担当課長補佐の桑畑政廣でございます。

水産政策課長の藤田仁司でございます。

総括課長補佐の野崎邦男でございます。

技術担当課長補佐の成原淳一でございます。

部参事兼漁港漁場整備課長の田代一洋でございます。

総括課長補佐の田原健でございます。

技術担当課長補佐の小嶋雄一郎でございます。

本日は所用にて欠席をさせていただいております。

続きまして、農水産物ブランド対策監の小八重雅裕でございます。

団体調整監の假屋義成でございます。
担い手対策監の米良弥でございます。
農業改良対策監の荒武正則でございます。
消費安全企画監の吉田周司でございます。
家畜防疫対策監の浜口定男でございます。
技術検査監の松井郁治でございます。
国営事業対策監の佐藤公一でございます。
漁業調整監的那須司でございます。
漁港整備対策監の野田和彦でございます。
続きまして、総合農業試験場長の齋藤尚でございます。

総括副場長の金丸繁利でございます。
技術担当副場長の藤田和也でございます。
農業大学校長の近間儀博でございます。
総括副校長の斉藤芳光でございます。
教育担当副校長の田原誠でございます。
畜産試験場長の児玉盛信でございます。
総括副場長の高橋数良でございます。
技術担当副場長の溝邊敬美でございます。
水産試験場長の佐藤信武でございます。
総括副場長の永倉政弘でございます。
技術担当副場長の山田卓郎でございます。
最後に、議会を担当いたします農政企画課企画調整担当主幹の小倉久典でございます。

以上で紹介を終わらせていただきます。

次に、資料の4ページをごらんください。農政水産部の執行体制図を掲げております。後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、5ページから7ページにかけては、農政水産部の各課の分掌事務を掲載しております。これも後ほどごらんをいただきたいと思います。

次に、8ページでございますが、時計文字のIV、平成18年度農政水産部予算編成の基本的な考え方ではありますが、まず、1に書いてござい

ます農水産業・農漁村を取り巻く情勢にございますように、農水産業は、食料供給や国土保全等の多面的な機能を有して県民生活に不可欠な役割を果たしますとともに、経済波及効果も大きく、本県の基幹産業として地域経済に重要な役割を果たしております。

しかしながら、近年、WTOやFTAに象徴されます国内外の産地間競争の激化、担い手減少や高齢化の進行、BSEや食品偽装表示等「食」の信頼を揺るがす事件、原油価格の高騰、また、水産業では、新しい海洋秩序の成立や資源悪化等による漁業生産の減少など、さまざまな課題に直面しておりまして、これらの課題への的確な対応が求められております。

このような中で、2に記載しておりますように、平成18年度予算の編成におきましては、昨年3月に策定いたしました「元気みやざき農業・農村創造計画」及び「元気みやざき水産業・漁村振興計画」の着実な推進のための予算として編成をしております。

また、大変厳しい財政状況の中で、宮崎県財政改革推進計画や平成18年度重点施策の推進方針を踏まえまして、「選択と集中」の理念のもと、施策・事業の重点化を進め、効果的な展開を図ることといたしております。

3に重点推進施策を記載しておりますが、まず、(1)の農業部門におきましては、明日の宮崎農業を支える意欲あふれる「担い手」づくりといたしまして、元気な地域農業創出プランの策定・実践や、地域農業の核となる認定農業者や集落営農等の経営体の育成を支援してまいります。

また、安全・安心、健康な食を供給する個性あふれる「産地」づくりといたしまして、「いのちの恵みに感謝する県、みやざき」をコンセプト

トとするブランド戦略や、競争力強化を目指すみやざき農業の新しい展開に取り組んでまいります。

さらに、消費者の信頼に支えられた「食」と農の絆づくりに向け、食の安全・安心確保のための推進体制の確立に努めますとともに、バイオマス技術等による環境に配慮した循環型農業づくりや、中山間地域の活性化によるふるさとの宝を活かす「地域」づくりにも努めてまいります。

次に、(2)の水産業部門におきましては、豊かな資源の確保と持続的利用を推進いたしますとともに、漁協の経営基盤強化や、安全・安心な水産物の生産・流通体制を強化することで、競争力のある経営と消費者に信頼される水産物の供給体制の確立に努めてまいります。また、新規就業者の確保や多様な担い手の育成対策を推進いたしますとともに、快適な生活交流空間である漁村・内水面の創造及び元気のいい水産業を支えるための技術開発に取り組んでまいります。

以上が、農政水産部の予算編成の基本的な考え方でございます。

次に、9ページをお開きいただきたいと思っております。時計文字Vの平成18年度農政水産部歳出予算の課別概要についてでございます。そのページの一番上に記載しておりますように、農政水産部の平成18年度の当初予算は、一般会計が483億9,626万4,000円、対前年当初比83.5%、特別会計が5億3,936万1,000円、対前年当初比109.6%、合わせました農政水産部合計で489億3,562万5,000円、対前年当初比83.7%となっております。課別につきましては、下段の表をごらんいただきたいと思っております。

なお、予算の執行に当たりましては、事業へ

の早期の取り組み、十分な進行管理を行いますとともに、効率的・重点的な事業の推進を図り、長期計画の達成に努めてまいりたいと存じます。

次に、10ページから12ページにかけまして、「元気みやざき農業・農村創造計画」及び「元気みやざき水産業・漁村振興計画」に基づく主な新規・重点事業の体系表を掲載をしておりますが、その中から主要な5つの事業につきまして、後ほど関係課長が御説明をいたします。

最後に、去る4月19日に、ワールドコンベンションセンター・サミットを会場として開催されました衆議院農林水産委員会地方公聴会の概要につきまして、後ほど農政企画課長が御報告いたします。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○玉置地域農業推進課長 地域農業推進課でございます。

平成18年度の主な新規・重点事業について御説明をいたします。

委員会資料の13ページをお開きください。

農業法人経営力強化・雇用拡大対策事業についてでございます。

農業従事者の高齢化などにより担い手が減少し、生産構造の大きな変化が予測される中、本県農業の発展を図るためには、積極的な経営を展開する法人を育成する必要があります。本事業は、農業法人から提案されるアイデアやニーズを取り入れるとともに、新たに認定農業者が設立した法人や他産業から参入した法人を安定した経営を展開できる経営体へと育成し、雇用拡大や所得向上を図ることを目的としております。

次に、事業の内容でございますけれども、右側の資料の方をごらんいただければと思っております。

四角で囲った①のところでございますけれども、農業法人提案アイデア実現化事業というものでございます。これは農業法人から提案のあった経営発展を目的とする内容につきまして検討審査し、事業化をするものでございます。18年度におきましては、農業法人によるインターネットを通じた農産物の売買の取り組みを支援し、農業法人の販路拡大を進めていきたいと考えております。

続きまして、②の方でございます。新規農業法人経営安定支援事業でございますが、これにつきましては、認定農業者や農業外の法人等が新たに設立した農業法人の経営基盤を強化し、雇用者数の維持拡大を図るため、必要な機械施設等の整備を支援するものでございます。

なお、国の施策の対象とならない1戸1法人のうち、新規に設立した法人を対象に、雇用者数の確保等を要件として実施することにしてございます。

予算額につきましては、2,725万円を計上しているところでございます。以上でございます。

○松尾営農支援課長 営農支援課でございます。

資料の15ページをお開きいただきたいと思っております。

農産物安全・安心日本一推進事業について説明をいたします。

まず、事業の目的でございますけれども、平成15年の農薬取締法の改正によりまして、農薬使用者が農薬使用基準遵守義務に違反をいたしますと罰則が適用されることになり、生産者には一層適正な農薬使用が求められております。また、本年5月からポジティブリスト制度が導入されることで、国内外で使用されるすべての農薬について残留農薬基準が設定されることになりましたので、今後、農薬使用に当たっては

一層の注意が必要となります。

このような状況に対応するため、本事業により適正な農薬使用の推進と、ポジティブリスト制度に対応した産地体制を確立してまいりたいというふうに考えております。

次に、事業の概要でございますけれども、予算額は6,421万2,000円、それから事業期間は平成22年度までの5年間を予定しております。事業主体は、県、県植物防疫協会、県青果市場連合会でございます。

次に、事業内容でございますが、①の農薬適正使用推進事業につきましては、県が農薬取扱者や生産指導者に対して、研修会を開催したり、立入検査を実施するなど、農薬取締法に基づく農薬の適正な流通・販売・使用に関する指導を行うものでございます。

それから、次に、②のポジティブリスト対応検査体制確立事業でございますが、これは本年5月から導入されるポジティブリスト制度に対応して、国内で流通します350農薬すべてを分析できる検査体制を確立するため、総合農業試験場に新型の農薬分析機を導入して、全国トップレベルの残留農薬検査体制を維持してまいりたいというふうに考えております。

次に、③の農薬登録情報配信システム構築事業でございますが、これは農薬取締法改正によりまして、農薬使用者が基準に違反すると罰則が適用されるなど厳しくなりましたため、日々更新される農薬登録情報を正確に伝えることが必要になったところでございます。そこで、ホームページ上にシステムを構築しまして、農薬登録の更新情報を生産者に配信するサービスを開始したいというふうに考えております。

次に、④の農産物検査事業でございますが、これは系統外の農産物の生産者に対しまして適

正な農薬使用を推進するというものでございます。具体的には、県内の市場の連合体であります県青果市場連合会が事業主体となりまして、市場出荷者の生産履歴の記帳等を推進するとともに、県が残留農薬分析を実施し、農薬の適正使用を推進してまいります。

次に、⑤の宮崎特産農産物農薬登録拡大推進事業でございますが、これは本県の温暖な気候を生かした農産物、例えばマンゴー、スターフルーツなど、生産量が少ないため使用できる農薬が極めて少なく、安定した農産物の生産に支障を来しております。そこで、県がこれら農産物に対する農薬登録拡大試験を実施しまして農産物の安定生産を図っていくということにしております。以上でございます。

○村田農産園芸課長 農産園芸課でございます。

お手元の資料の17ページをお開きください。

改善事業でございますが、元気みやざき園芸産地確立事業について御説明いたします。

右側の18ページの資料で説明させていただきます。右側の一番上の方に現状と課題が書いてございますように、本県は全国的にも有数の園芸産地でございますけれども、近年、生産者の高齢化、作付面積・産出額の減少、輸入野菜の増加等による価格の低迷など、さまざまな課題を抱えているところでございます。しかしながら、一方では、⑦にございますように、ハウス施設の整備に対する要望も非常に強くて、経営規模の拡大等図ろうとする意欲のある農家も数多く見られるところでございます。したがって、この事業によりまして、認定農業者等意欲のある担い手を対象に、低コスト化の推進など産地の構造改革を促進しますとともに、多様なニーズに対応できる個性あふれる産地づくりを進めまして、競争力のある産地体制を整備し

てまいりたいというふうに考えております。

具体的には、中段の対策でございますように、まず、時計文字のⅠ、産地構造改革促進事業でございますが、(1)の産地強化計画策定支援事業におきまして、将来の産地像や担い手を明確化する産地強化計画の策定支援を行ってまいりたいと存じます。それから、(2)の競争力のある生産基盤整備事業でございますが、①園芸施設整備促進事業におきまして、機能性が高く、災害にも強いハウスの整備促進や、近年の石油や生産資材価格の高騰等に対応した省エネルギー生産技術の導入を支援いたしますとともに、②のコスト削減技術開発事業におきまして、ハウス価格を性能を維持しながら引き下げる宮崎型超低コストハウスの開発、それから、新たな省エネルギー技術の開発実証につきましても、総合農試を中心に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

なお、このハウスの整備に当たりましては、関連事業として下の方に掲げてございますが、国の強い農業づくり交付金を有効に活用いたしまして、本事業とあわせて計画的な整備を図っていくことにいたしております。

次に、右側の時計文字のⅡ、個性あふれる産地育成支援事業でございます。(1)のオンリーワン産地づくり推進事業におきまして、①から③にございますように、レタスなど契約野菜への新たな取り組みや、佐土原ナスなど本県の伝統的な野菜の産地育成、ハウレンソウなど夏季冷涼な気象条件を生かした高冷地園芸の振興など、地域の特徴を生かした個性あふれる産地づくりを促進してまいりたいというふうに考えております。

あわせまして、(2)の個性あふれる産地生産基盤強化促進事業におきまして、施設栽培での

温かん水施設または高設栽培施設等の革新的な技術の導入、それから、規模拡大へ向けた露地野菜における機械化一貫体系を行うための定植機、収穫機等の導入を図るなど、規模拡大へ向けた取り組みを支援してまいりたいというふうに考えております。

以上の対策を推進することによりまして、担い手農家の経営力の向上を促進し、一番下の段に書いてございますが、担い手が元気に活躍する競争力のある、つまり、もうかる園芸産地の実現を目指してまいりたいというふうに考えております。

ページの左側に戻っていただきまして、予算額でございますが、3億70万円、事業期間は平成21年度までの4カ年間で予定しております。

農産園芸課は以上でございます。

○井好畜産課長 畜産課でございます。

資料の19ページをお開きください。

改善事業、「みやざき地頭鶏」ブランド対策事業についてであります。

1の事業の目的ですが、みやざき地頭鶏は、食味のよさから、指定店等からの取引量も増加しておりまして、生産拡大が強く望まれております。そのため、新たなふ化場整備による素ひなの生産拡大や、地域協議会の整備などにより販売力を強化し、ブランド化を進めることとしております。

右側の資料をごらんください。みやざき地頭鶏の現状としましては、小林市のみやざき地頭鶏ひなセンターからの素ひな供給が、平成16年度21万5,000羽となり、また指定店の数も80店舗に増加をしております。そこで、需要の増加にこたえるための生産拡大とともに、安定的な販路の確保やPRの強化などが課題であります。このため、下にあります4つの対策を実施する

こととしております。

まず、①のふ化施設整備としまして、種鶏場・ふ化場の整備、②の普及促進対策としまして、生産農場指導や販売力強化のためのPR活動を支援いたします。さらに、③の種鶏供給対策としまして、畜産試験場川南支場における原種鶏の維持増殖を行い、④の販売体制整備としまして、地域協議会の整備による生産販売の共同化を促進してまいります。

以上によりまして、右側の事業効果にありますように、素ひなの供給拡大とともに、品質と斉一性の向上が図られ、また販売体制の強化によりブランド化が促進されます。

左の資料に戻っていただきまして、2の事業の概要でございますが、予算額は2,771万2,000円、事業期間は平成20年度までの3年間としております。

事業の内容は、下の表のとおりでございます。今回、県北地区に20万羽規模のふ化施設を新たに設置することとしておりまして、日南地区には約10万羽規模のふ化施設が最近設置されておりますので、今回の取り組みによりまして県全体で約50万羽の供給体制が整備されることになります。

畜産課は以上でございます。

○藤田水産政策課長 水産政策課でございます。

同じ資料の1枚めくっていただきまして21ページをごらんください。

高度漁業情報活用推進事業についてでございます。

まず、事業の目的でございます。漁業におきましては、安全な航行を行うための天気予報などの気象情報を初めといたしまして、魚群を探すための水温や黒潮の流れなどの情報は大変重要でございます。ただ、これまで、海上におき

ましてこれらの情報を図式化した形で入手するには、高額な機器ですとか通信料が必要でございました。近年、衛星や通信技術の発達に伴いまして、試験研究機関におきましては、高度な海洋情報の入手が容易になるとともに、多量の情報を有用なものに加工できる体制も整いつつございます。また、陸上と比べ、通信環境が脆弱な海上におきまして、昨年からは、小型のテレビの受像機におきまして情報が視聴できるサービス、いわゆるモバイル放送が開始されてございます。そこで、水産試験場で入手している情報を本県の漁業者が活用できる地方版の情報に加工し、海上で必要なときに入手可能なサービスを行いまして、操業の効率化・安定化を図るものでございます。

次に、2の事業の概要でございます。予算額は2,000万円、事業期間は平成18年度限りでございます。事業主体は県、具体的には水産試験場でございまして、事業内容は、情報の自動取得、情報の自動作成及び情報の自動配信システム開発の3つに分かれてございます。

右側のページをごらんください。一番上の①におきまして、衛星のデータ、みやざき丸、浮き魚礁などのデータを収集しまして、漁海況のデータベースを自動的に作成をいたします。

次に、中ほどの②におきまして、漁業者が必要な漁場図や水温分布図などの各種情報を、地図でいいますと等高線のような図面を自動的に作成をいたします。

③のところにおきまして、県内漁業者が操業しております日向灘ですとか東北地方の沖の情報を、図の一番下にございます4つの手段を用いまして配信をするものでございます。

水産政策課は以上でございます。

○宮脇農政企画課長 農政企画課でございます。

資料の23ページをお開きください。

衆議院農林水産委員会地方公聴会の本県開催についてであります。

これは、本国会に提出されております「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案」等の担い手三法及びこれに対する民主党の対案につきまして、地方の関係者の意見を聞く目的で、さきの4月19日にワールドコンベンションセンター・サミットで開催されたものであります。

お手数ですが、27ページをお開きください。

「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案」についてでございます。

本法案は、昨年10月に国が決定しました経営所得安定対策大綱に基づくもので、I、趣旨の①、②にありますとおり、これまですべての農業者を対象に品目ごとに講じてきた価格政策を見直し、農業の担い手に対象を限定した上で、その経営安定を図るために必要な交付金を交付する施策に転換するものであります。詳細につきましては、後ほどごらんいただきたいと存じます。

お手数ですが、再び資料の23ページをお開きください。

1の④に記載しておりますとおり、地方公聴会の出席者は、衆議院農林水産委員会の稲葉委員長ほか9名の委員、また意見陳述者として、綾町長・前田穰氏、国富町飼料用稲生産振興会会長・笹森義幸氏、農事組合法人夢ファームたろぼう代表理事組合長・大浦義孝氏、串間市農業委員会会長・末海重俊氏の4名、及び一般傍聴者が50名程度ほかとなっております。

また、⑤に記載しておりますが、地方公聴会終了後、委員は綾町内の農家や農業用施設等を

視察されました。

24ページをごらんください。

2、意見陳述の概要でございます。まず、4名の意見陳述者から同法案に対する意見が述べられました。各陳述者の意見の概要は、前田穰氏から、経営所得安定対策の対象品目、米、麦、大豆等でありますが、これらが本県や綾町の農業に占める割合は低いということ、笹森義幸氏から、畜産農家の自給飼料確保のための耕畜連携の重要性、大浦義孝氏から、高齢化や担い手の減少の中、集落営農が重要であるということ、末海重俊氏から、経営面積が小さく、本対策の対象とならないため、兼業農家の切り捨てになるなど、地域の特徴や営農形態等踏まえた意見が述べられました。

その後、4名の委員から意見陳述者に対して質問が行われましたが、その概要は、3、委員からの主な質問のとおりであります。

意見陳述や質問を通じまして各委員には、複合経営を主体に、農地を有効活用して生産性の向上を図っている本県農業の特性を理解していただいたものと思っております。

なお、御参考までに、25ページと26ページに綾町長から委員に提出されました資料の写しを添付しております。

説明は以上でございます。

○丸山委員長 執行部の説明が終わりましたが、質疑等はございませんか。

○星原委員 部長にお伺いしたいんですが、18年度の予算、ここに計上されて、大体前年度対比で17%、16.3%かな、かなり減額予算になっていますよね。選択と集中ということで、予算は減らしても中身的には前年度と変わらない形で事業を進めるということなんだろうというふうに思いますが、これだけ減らされて影響は何

か出てくるような気もするんですが、その辺についてはまずどのように考えていますか。

○長友農政水産部長 9ページに各課ごとの予算、平成17年度との対比を出しておりますが、例えば農村計画課、55%ぐらいに減少しておりますけれども、平成17年度は、例えば農村計画課でいいますと、国営事業、特に大淀川右岸・左岸、これの市町村の負担金、40億円ほど計上しておりました。これが繰り上げ償還がされたので、そういう臨時的な経費が今回ないということです。さらに、例えば農政企画課で申し上げますと、農業共済組合に国から補助金が流れますけど、これは今まで県をとおったのが直接行くようになりましたので、そういう県を通らない予算がふえたというようなことで、対前年比83.5%ですけれども、そういう部分が大きいわけございまして、今、委員からお話ございましたように、従来からの事業執行につきましては影響はないと考えております。

○星原委員 今、部長の方から、従来からのそれにはそう影響ないということで少し安心したところではありますが、やはり我が県は第1次産業である農林水産業が主体になっていくわけありますから、そこ辺が担い手あるいは所得、いろんなものが減少していくような形になっていけば、重大な課題だというふうに思うんですね。ですから、そういう意味では、多分ことしの予算の中にもそういう組み込みはされているというふうに思っていますので、あとは委員会の中でよろしくお願ひしたいと思います。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、以上をもちまして農政水産部を終わります。執行部の皆さん、どうもありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前11時31分休憩

午前11時34分再開

○丸山委員長 それでは、委員会を再開いたします。

4月14日に行われました委員長会議の内容について御報告いたします。

皆様のもとに「委員長報告確認事項」というのが配ってあると思うんですが、その中の委員会の運営に当たっての留意事項等でありませけれども、昨年とほぼ同じ内容ですので、主なものについてのみ説明させていただきたいと思

います。まず、1ページ目を開いていただきたいと思うんですが、(5)閉会中の常任委員会についてでありますけれども、昨年度より、定例会と定例会の間に原則1回以上開催することになっておりますので、このことにつきましては後ほど活動計画の中で説明をさせていただこうと思っています。

次に、3ページ目になります(13)夏季の軽装及び(14)委員会室の禁煙についても、昨年度決定された事項を追加しております。また、その他の事項につきましては、変更はありませんので、後で目を通してもらうとありがたいと思っております。

暫時休憩いたします。

午前11時35分休憩

午前11時38分再開

○丸山委員長 それでは、委員会を再開いたします。

今年度の委員会調査など、活動計画案について書記に説明させますので、よろしくお願

いいたします。

○湯地書記 それでは、平成18年度の環境農林水産常任委員会の活動計画について御説明いたします。

お手元にお配りしております平成18年度の環境農林水産常任委員会調査等活動計画(案)というのをごらんいただきたいと思います。

まず、県内調査についてですけれども、本年度も県内を県北、県南の2地区に分け、実施するものとしまして、県南地区につきましては、5月22日(月曜日)から24日(水曜日)まで、県北地区は、6月6日(火曜日)から8日(木曜日)まで、いずれも2泊3日以内で実施をする予定であります。

次に、県外調査についてでありますけれども、本年度は、8月21日(月曜日)から24日(木曜日)に3泊4日以内で実施する予定であります。

次に、閉会中の委員会についてでありますけれども、7月25日(火曜日)、11月7日(火曜日)及び1月23日(火曜日)を予定日といたしまして、内容等につきましては、それぞれ直前の定例会中の委員会で確認をする予定でございます。

最後に、国等への陳情についてであります。昨年度から必要に応じて実施することとなっておりますので、またよろしくお願

いいたします。委員会の活動計画については以上でございます。

○丸山委員長 書記の説明が終わりました。県内調査・県外調査の日程、調査先につきましては、何か御意見等、また御要望等ありましたら、お願

いいたします。県内調査につきましては、お手元に案を配付させていただいておりますけれども、御要望等ありましたら、出していただくとありがたいか

なというふうに思います。

暫時休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時41分再開

○丸山委員長 委員会を再開いたします。

それでは、県内調査・県外調査の日程、調査先につきましては、正副委員長に御一任いただくことに御異議ございませんか。

○押川委員 せっかく調査する中で、生産者の方々との、特に農政関係、燃油等を含んでかなり厳しいわけでありますから、実態を調査するというものが1つぐらいあってもいいのかなという感じがするんですが、県南、県北見てそういうのが見当たらないなと思いますし、エコクリーンプラザみやざきは何を視察するのか、ただ施設だけを見るのかなということがあるんですが、できたら、生産者あたりとの意見交換の場を入れてほしいなと思います。特に施設園芸、先ほど質問をしたかったんですが、これだけ燃油とか高くなってくれば、施設園芸農家あたりの声あたりも聞く必要があるかなという感じがしているんですが、どんなでしょうか。意見です。あとは任せます。

○丸山委員長 今の押川委員の要望も聞きながら調整を図りたいと思います。ちなみに、県南の方の水産業関係の方との意見交換とか、下の鳥獣関係のことは農業者との意見交換等も入れておりますので、今ありましたハウス農家とかも、たろぼうの中とか、いろいろと調整をさせていただきたいと思っておりますので、できますれば正副委員長に御一任をしていただくとありがたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「一任」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

その他何かございませんか。

ないようですので、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

午前11時44分閉会